

# 障害保健福祉主管課長会議資料

平成14年3月5日（火）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

# 目 次

## <企 画 課>

1	障害者プランの推進について	1
2	障害者ケアマネジメント体制整備推進事業について	2
3	特別児童扶養手当等について	4
4	HIV感染者に対する障害認定等におけるプライバシーの保護 について	8
5	厚生科学研究費について	9
6	高次脳機能障害支援モデル事業について	12
7	支援費制度について	14

## <国立施設管理室>

1	国立身体障害者リハビリテーションセンター	17
2	国立視力障害センター（国立光明寮）	18
3	国立重度障害者センター（国立保養所）	19
4	国立知的障害児施設（国立秩父学園）	19
5	全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）	20
6	専門職員の養成・研修について	21
	（1）身体障害者リハビリテーション関係専門職員	21
	（2）知的障害関係専門職員	21

## ＜社会参加推進室＞

1	障害者の社会参加促進事業について	23
	(1) 障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業	23
	(2) 「障害者の明るいくらし」促進事業	29
	(3) 市町村障害者社会参加促進事業	30
	(4) 市町村障害者生活支援事業	31
	(5) バリアフリーのまちづくり活動事業	32
2	障害者スポーツの推進について	33
	(1) 障害者スポーツの動向	33
	(2) 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会の設置 と障害者スポーツ指導員の養成	33
	(3) 障害者スポーツ大会の開催	34
3	補装具給付事業の円滑な実施について	37
4	「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラムについて	39
5	国際障害者交流センターについて	40
6	介助犬等について	42
7	手話通訳技能認定試験について	42

## ＜監査指導室＞

1	平成14年度における障害保健福祉行政事務指導監査について	43
	(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給 事務指導監査について	43
	(2) 障害福祉施設等に対する指導監査について	44
	(3) 精神病院に対する指導監督について	45
2	平成14年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査 実施計画等について	46
3	その他	46

## 資料

### <企画課>

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 障害者プランの進捗状況調            | 49 |
| 2 地方障害者計画の策定状況            | 50 |
| 3 障害者ケアマネジメント従事者養成の状況について | 57 |

### <国立施設管理室>

- |                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 1 国立更生援護施設の概要                           | 58 |
| 2 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院<br>における研修の概要   | 61 |
| 3 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における<br>研修の概要 | 64 |
| 4 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修の概要            | 67 |

### <社会参加推進室>

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 障害者プラン関係事業の実施状況一覧           | 69 |
| 2 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧        | 71 |
| 3 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数     | 72 |
| 4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数         | 73 |
| 5 第14回手話通訳技能認定試験の概要（平成14年度実施） | 74 |

< 企 画 課 >

## 1 障害者プランの推進について

### (1) 障害者プラン関係予算について

ア 平成7年12月に、障害者対策推進本部が策定した、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」は、平成8年度を初年度とする7か年の計画であることから、平成14年度は、計画期間の最終年次となる。

厚生労働省が所管する分野のうち、保健福祉分野については、在宅サービスや障害福祉施設の整備、相談支援事業などの各種保健福祉サービスの充実について、平成14年度の数値目標の達成に向け、積極的かつ着実なプランの推進に努めているところである。

イ 特に、平成15年度から、現在の措置制度に代わって導入される支援費制度への円滑な移行のためにも、「障害者プラン」によるサービス提供基盤の整備が極めて重要である。

ウ このため、平成14年度予算案における障害者プラン関係予算(保健福祉分野)については、厳しい財政状況の中、約3,050億円(対前年度比5.9%増)が計上されたところであり、障害者プランの積極的な推進を図ることとしている。

エ また、障害者プランを推進していくためには、財政面における支援だけでなく、各自治体において、具体的な数値目標を設定した障害者計画が策定され、その達成に向けて施策を推進していくことも重要である。

未だに数値目標を設定していない自治体については、「厚生省関係障害者プランの推進方策について」(平成8年11月15日障第219号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)において示している具体的な数値目標の項目について、速やかに数値目標を設定するとともに、その目標の達成に努められたい。

### (2) 市町村障害者計画の策定推進について

ア 内閣府が行った地方障害者計画の策定状況調査によると、平成13年3月末現在の市町村障害者計画の策定率は74.9%であり、これを市区と町村に分けてみると、市区が95.5%であるのに対し、町村が69.4%となっており、その

うち数値目標が設定されている計画は、策定している市町村の37.8%にとどまっている状況にある。

イ 市町村障害者計画の策定は、障害者プランを推進していくうえで要となるものであることから、厚生労働省としても、広域圏域単位の事業推進を奨励していることも踏まえ、平成11年度から、「障害保健福祉圏域計画推進事業」を創設するなどして、広域的な計画策定の支援を行ってきたところである。

ウ しかしながら、未だに計画が策定されていない市町村を抱える都道府県については、該当市町村に対する積極的な指導をお願いする。

なお、計画の策定にあたっては、必ず障害者の参画を得て的確なニーズ把握を行うとともに、地域の特性や実情に応じた内容となるよう留意願いたい。

### (3) 新しい「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定について

現在の「障害者対策に関する新長期計画」に続く新しい「障害者基本計画」については、障害者基本法において策定が義務付けられており、平成15年度からの10年間の計画に関する検討が内閣府を中心に行われることとなる。

また、新しい「障害者基本計画」の前期重点施策実施計画としての新しい「障害者プラン」についても、目標年度における現在のプランの達成状況も踏まえながら、平成15年度からの5年間の計画に関する検討が、内閣府を中心に行われることとなる。

## 2 障害者ケアマネジメント体制整備推進事業について

ア 障害者ケアマネジメントの普及については、平成9年度から「体制整備検討委員会」「ケアマネジメント従事者養成研修」「推進事業」の3本柱で構成される「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」を試行的に実施してきたところであり、試行事業としては平成14年度をもって終了する。

イ 平成15年度から、障害者ケアマネジメントを本格的に導入していくことを念頭

に、厚生労働省においては平成12年度から新たに体制整備検討委員会を設置し、3障害全てを対象とした総合的なケアマネジメント体制の在り方を検討してきたところであるが、現在、昨年度の検討会での報告書に基づき、3障害共通の「障害者ケアガイドライン」の策定作業を進めているところであり、近くまとめられる見込みである。

ウ このような状況の中で、平成14年度は、すべての都道府県・指定都市において、本推進事業を一層積極的に展開していただきたいと考えている。

具体的には、対象圏域等で連絡調整会議を設置し、「障害者ケアガイドライン」に基づく総合的な障害者ケアマネジメントの実践的な試行事業が行われるよう、特段の御配慮をお願いしたい。特に、都道府県等における「体制整備検討委員会」においては、障害種別を超えた障害者ケアマネジメントの検討、さらには連絡調整会議の運営のあり方等についても議論を深められたい。

エ また、平成14年度の「障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修(仮称)」については、3障害合同での実施を考慮し、本年8月19日(月)から8月23日(金)までの5日間にわたり、神奈川県葉山町の全国社会福祉協議会中央福祉学院「ロフォス湘南」で開催することとしているので、受講者の派遣についてはよろしくお取り計らい願いたい。

オ 最後に、平成15年度以降の予定については、以下のとおりであるので、ご了解ありたい。

- ・ 国においては、「障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修」を通して、都道府県等で中心的な役割を果たす人材の育成に努める。
- ・ 都道府県等においては、国の指導者研修の修了者が中心となって、障害者ケアマネジメント従事者の養成研修や資質の向上を継続するとともに、原則として障害保健福祉圏域毎に、医療機関、保健所、職業安定所、地域障害者職業センター、養護・盲・聾学校等の関係諸機関との連携を図るための連絡調整会議を設け、障



害者ケアマネジメントが効果的に実施できるような体制を整備する。

- ・ 市町村においては、障害者ケアマネジメントの第一義的な実施主体として、自ら障害者ケアマネジメントを実施するか、あるいは委託している市町村障害者生活支援事業、障害児(者)地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援センターにおける相談支援において、障害者ケアマネジメントを実施する。

### 3 特別児童扶養手当等について

#### (1) 手当額の改定について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の手当額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられているが、平成13年の消費者物価指数は、前年比0.7%の下落となった。

このため、特段の措置を講じなければ、法律にしたがって平成14年度の手当額は、平成12年度、平成13年度の特例措置として据え置いた▲1.0%とあわせて1.7%の引き下げとなるが、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成14年度においても手当額の改定に係る特例措置を講じ、平成14年度の手当額は引き下げないこととし、そのために必要な法案を本年2月15日に国会へ提出したところである。

	(現 行)		(平成14年4月～)
特別児童扶養手当(1級)	51,550円	→	同 額
(2級)	34,330円	→	同 額
特別障害者手当	26,860円	→	同 額
障害児福祉手当	14,610円	→	同 額
福祉手当(経過措置分)	14,610円	→	同 額

#### (2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)

の所得制限限度額については、特別障害者手当及び障害児福祉手当等の本人分は、障害基礎年金と同様に平成14年8月から引き上げる予定であるが、特別児童扶養手当の本人分及び特別児童扶養手当・特別障害者手当等の扶養義務者等分は、最近の勤労者の所得が伸びていないことから据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当（4人世帯・年収）	770.7万円	→	据え置き
そ の 他（2人世帯・年収）	558.8万円	→	565.6万円
扶養義務者等（6人世帯・年収）	954.2万円	→	据え置き

### （3）特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和40年政令第270号）」に基づき交付されてるところであるが、平成13年度事業実績報告及び平成14年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので了知されたい。

- ・ 政令第1条第1号に規定する額 2,437円（前年と同額）
- ・ 政令第2条に規定する額 1,509円（前年と同額）

### （4）障害程度認定要領等の改正について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害程度の認定要領等を定めた局長通知（昭和50年9月5日児発第567号）及び診断書様式（施行規則第1条関係）については、2月22日付で各都道府県の事務担当者あて改正案を事前配布したところである。

今回の改正の趣旨は、障害年金の認定要領が近年の医学的知見等を踏まえて一部改正されることに伴い、特別児童扶養手当についても、その内容に基づく見直しを行ったものであり、特別児童扶養手当支給の一層の公平性と年金制度との整合性を図り、ひいては適正な認定を行うことを目的として、臨床所見や検査所見の例示を大幅に追加したものである。

現在、国において各都道府県からの御意見等を取りまとめているところであり、御意見に対する方針等が決定次第、4月1日施行の通知を発出する予定である。

各都道府県におかれては、このような趣旨を踏まえ、4月からの認定業務の円滑な実施についてご協力をお願いします。

#### (5) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等制度については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県での認定事務等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・ 児童福祉法第27条第2項の規定に基づく、指定国立療養所の委託病床に入所措置されているにも係わらず支給対象としている事例。
- ・ 施設入所、対象児童の死亡等による資格喪失の把握が適切に行われておらず、過払いとなっている事例。
- ・ 認定請求書の受理から、認定までの期間が長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例。

各都道府県においては、制度の趣旨及び支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うように努められたい。また、管下市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成14年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成13年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成14年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成13年	0	5,112,000	3,549,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,588,000	3,929,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,064,000	4,309,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,540,000	4,689,000	9,069,000	6,962,000
	4	6,966,000	5,069,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,388,000	5,449,000	9,542,000	7,388,000

#### 4 HIV感染者に対する障害認定等におけるプライバシーの保護について

ア HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行され、まもなく5年を迎えるところであるが、HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、障害認定の窓口業務等に携わる者を始めとする多くの関係者が、HIV感染者への理解を深め、プライバシーに十分配慮した適切な対応を行うことが重要である。

イ このため、本年1月に、身体障害認定基準のガイドラインである「『ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害』身体障害認定の手引き」(H10.10発行)を改訂し、各都道府県等におけるプライバシー保護のための具体的な事例を追加するなどして、すべての都道府県、市町村の障害保健福祉部局に配布し、一層の周知徹底を図るようお願いしたところである。

なお、こうしたプライバシーの保護に関する取り組みは、HIV感染者に限らず、他の障害を持つ方々に対しても十分に配慮されるべき問題であり、各種の申請書類の様式や取り扱い、身体障害者手帳のページ配置等に至るまで、様々な工夫の余地があることを再認識されたい。

ウ また、障害福祉部局の窓口以外の、一般行政窓口での障害者に係るプライバシー保護についても十分留意され、管下の各種職員研修等において、こうした問題について講義に盛り込む等の具体的な取り組みについて、関係部課・関係機関に対する助言や協力方をお願いしたい。

## 5 厚生科学研究費について

### (1) 障害保健福祉総合研究事業について

障害者保健福祉施策を効果的に進めるため、平成10年度から障害保健福祉総合研究事業を実施しているが、平成14年度においては、精神障害者の医療と保健に関する研究の一部について、最先端バイオ・メディカル技術を活用するべく、「こころの健康科学研究事業」に組替を行ったところである。

なお、平成14年度の新規課題については、平成14年1月15日から次の課題について約1ヶ月間公募し、現在、採択課題を決定するための事前評価作業を進めているところである。

#### <研究課題>

- ① 障害者プラン（障害者基本法第7条の2に規定される障害者基本計画を具体化するための重点施策実施計画）、それに基づく行政サービス等の評価指標に関する研究
- ② 障害者の心身機能、社会参加、活動及び生活環境についての評価に関する研究
- ③ 障害者ケアマネジメントの効果的な実施及び評価に関する研究
- ④ 障害者に係る支援機器に関する研究のうち次に掲げるもの
  - (ア) 障害者の就労や資格取得、社会参加の促進などに向けた支援機器の開発及び利用に関する研究
  - (イ) 重度または重複障害者を対象とした、生活の質（Quality of Life）の向上のための支援機器利用に関する研究
  - (ウ) 高位頸髄損傷者や重症心身障害児・者の自立支援機器の開発に関する研究
- ⑤ 障害者に係る情報バリアフリーの促進（IT技術の導入）に関する研究
- ⑥ WHO国際障害分類改訂版（ICF）の活用のあり方に関する研究
- ⑦ 重度あるいは処遇が難しい障害者に対する適正な医療、リハビリテーション等の提供に関する研究
- ⑧ 障害者の授産施設などにおける訓練から職業復帰に向けたサービスの充実に関

する研究

- ⑨ 障害者の社会的理解の促進及び自己決定の支援、自己選択の支援等の権利擁護に関する研究
- ⑩ 障害者に対する保健福祉サービスの従事者の資質向上の在り方に関する研究
- ⑪ 施設内での処遇から地域生活への移行に向けた、障害者に係る地域生活の支援及び家族の支援に関する研究

## (2) 感覚器障害研究事業について

感覚器の障害について、その原因疾患・発症の機構（メカニズム）の解明とその予防、重症化防止方法、リハビリテーション手法、支援機器の開発等に資するため、平成9年度から感覚器障害研究を実施しているところである。

なお、平成14年度新規課題については、障害保健福祉総合研究事業と同様、平成14年1月15日から次の課題について公募し、現在、採択課題を決定するための事前評価作業を進めているところである。

### <研究課題>

- ① 視覚、聴覚及び平衡覚の障害並びにそれらの重複障害に係る疫学的研究及びそれら障害に関する予防、医療、リハビリテーションに関する研究（ドライアイを除く）
- ② 視覚、聴覚及び平衡覚の障害並びにそれらの重複障害により廃した機能を代償する機器の開発及び改良に関する研究（人工網膜を除く）
- ③ 視覚、聴覚及び平衡覚の障害並びにそれらの重複障害の程度及び社会生活における障害の影響を評価する手法の開発
- ④ 視覚、聴覚及び平衡覚の障害に関連する感覚器官の疾病に関する研究

## (3) こころの健康科学研究事業について

神経科学、分子生物学的手法及び画像診断技術等の最先端バイオ・メディカル技術を活用し、自殺や睡眠障害、自閉症などのこころの健康問題や、筋萎縮性側索硬

化症、パーキンソン病などの神経・筋疾患に対して、神経の発生に基づく病因の解明、遺伝子情報に基づく機能予測、疫学調査等を行うことにより、画期的な診断・予防法、治療法の研究開発を目的とする「こころの健康科学研究事業」を平成14年度より開始する予定である。

なお、平成14年度は3月下旬から約1ヶ月間、以下の内容で公募を行う予定であるので、関係者への周知についてご協力をお願いします。

#### (研究内容)

- ・ 脳の発達段階における脳の神経細胞の働きについて、神経科学、分子生物学、先端的画像処理機器を用いて解明し、自閉症や多動性障害などを含む児童思春期のこころの問題の早期発見・早期治療手法を確立するための研究。
- ・ 精神疾患を含むこころの健康問題について、分子生物学的な手法やゲノム技術等を活用した素因の解明等に関する研究。
- ・ 脳画像や内分泌・免疫機能などのモニタリング等、精神疾患を含むこころの健康問題の早期発見・早期治療のための客観的な診断手法の確立に関する研究。
- ・ 心理・行動療法、カウンセリング等の機序や効果等について、脳神経学・病理・生理学的に解明するための研究。
- ・ 大規模疫学調査による精神疾患を含むこころの健康問題の実態解明に関する研究。

#### (研究費の規模等)

1課題当たり 1,000 ～ 5,000 万円程度 (1年当たり)

研究期間 : 3年

新規採択予定課題数 : 20課題程度



## 6 高次脳機能障害支援モデル事業について

### (1) 平成14年度予算

交通事故による頭部外傷や脳血管障害などによる脳の障害により生じた、脳皮質機能の記憶、思考、理解、言語、判断などの機能障害を持つ方に対して、試行的に医療やリハビリテーションを提供するとともに症例を集積・分析することにより、

ア 標準的な「評価基準」の策定と

イ 社会復帰や生活・介護のための「支援プログラム」の開発

を行う。「高次脳機能障害支援モデル事業」は、平成13年度から実施したところである。平成14年度予算案においては、厳しい財政状況の中、国立身体障害者リハビリテーションセンター実施分として32百万円、都道府県実施分として80百万円(前年度に比べ1カ所分10百万増)が計上されたところであり、3年を目処としているモデル事業の2年目として精力的な実施を図ることとしている。

### (2) モデル事業の実施状況

平成13年度は、(1)北海道・札幌市、(2)宮城県、(3)千葉県、(4)埼玉県、(5)神奈川県、(6)名古屋市、(7)三重県、(8)大阪府、(9)岐阜県、(10)福岡県・福岡市・北九州市が、それぞれ、地方拠点病院等を指定し、そこを中核として、高次脳機能障害を有する方の治療、リハビリテーション、社会復帰などのための支援を試行的に実践しているところである。

また、国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいては、

ア 高次脳機能障害を有する方に、実際的に診断、治療を提供するとともに、作業療法士や理学療法士など専門職員による機能回復訓練や社会適応訓練を実施し、

イ また、拠点病院等における症例に関する情報を集約するための「地方拠点病院等連絡協議会」を設けて、そこで標準的な「評価基準」や「支援プログラム」を検討しているところである。

具体的には、平成13年6月12日に「地方拠点病院等連絡協議会」を設置し、その

中に「評価基準作業班」、「訓練プログラム作業班」、「社会復帰・生活・介護支援作業班」、および各作業班を連絡調整する「合同作業班」を設けている。これまでに3回の協議会を開催し（第2回：平成13年7月27日、第3回：平成14年2月15日）、それぞれの作業班において集積すべき症例の対象やデータ・ファイルの項目などモデル事業の実施方法を検討し、症例を集積する作業を行っており、第3回の協議会の時点で109例が登録されたところである。

### （3） 今後の予定等

平成16年度を目途として、モデル事業の成果を一般対策として活用していくために、平成15年の前半までには、モデル事業の中間報告をとりまとめ、標準的な「評価基準」とそれに基づく「支援プログラム」を確立したいと考えている。

平成16年度以降については、策定された「評価基準」や「支援プログラム」を全国に普及していくことにより、例えば、

ア 身近な地域の医療機関等においても、「評価基準」を用いて、高次脳機能障害を有する者の症状やその程度を評価し、その状態に最も適した訓練プログラムに基づくサービスを提供し、

イ また、精神障害者社会復帰施設等、地域における保健福祉資源を活用し、そこでモデル事業で開発された社会復帰支援や生活・介護支援のプログラムに基づくサービスを提供する体制の整備を図ることとなるものと考えている。

モデル事業の実施都道府県等におかれては、モデル事業に対して更なるご協力をお願いするとともに、実施いただいていない各都道府県等におかれても、モデル事業の趣旨や実施状況についてご了知いただき、管下の関係者に対して、適切な情報提供等をお願いしたい。

## 7 支援費制度について

### (1) 支援費制度施行準備経費の創設について

本事業は、都道府県や市町村が行う支援費制度に関する各種準備に対し補助する事業であり、制度の円滑な施行を図ることを目的とした事業である。

なお、本事業の実施については、各都道府県、市町村の施行前準備に支障のないよう速やかに実施要綱をお示しし、協議書等の提出依頼を行う予定である。

### 支援費制度施行準備事業実施要綱(案)

#### 1 目的

この事業は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)及び都道府県、指定都市、中核市(以下「都道府県等」という。)に対し支援費制度施行のために要する各種準備経費を補助することにより、支援費制度の円滑な施行に資することを目的とする。

#### 2 実施主体

市町村及び都道府県等とする。

#### 3 事業内容

##### (1) 市町村事業(指定都市、中核市を含む。)

市町村が行う以下のような支援費制度施行のための各種準備に対して補助を行う。

- ア 受給者証、受給者台帳、各種帳票等の作成
- イ 申請勧奨
- ウ 支援費制度施行に係る広報・啓発
- エ 障害程度区分の円滑な決定のための会議開催等
- オ その他支援費制度施行準備のために必要な事業

## (2) 都道府県等事業

都道府県等が行う以下のような支援費制度施行のための各種準備に対して補助を行う。

- ア 市町村職員等に対する研修会の開催
- イ 障害程度区分決定の支援
- ウ 事業者情報の提供
- エ 支援費支給に係るシステムの開発(中核市を除く。)
- オ その他支援費制度施行準備のために必要な事業

## 4 経費の補助

この実施要綱による事業に要する経費については、別に定めるところにより国庫補助を行うものとする。

補助基準額(案)	厚生労働大臣が必要と認めた額
対象経費(案)	支援費制度施行準備事業に必要な報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
補助金の項、目	(項) 社会福祉諸費 (目) 在宅福祉事業費補助金
補助率	市町村事業 1/2 (負担割合 国1/2、市町村1/2) 都道府県等事業 1/2 (負担割合 国1/2、都道府県等1/2)

補助基準額は、厚生労働大臣が必要と認めた額とすることを予定しているが、市町村事業については人口規模をもとに5段階程度の傾斜配分を考えているところであり、追って正式にお示しする。

なお、都道府県等事業における支援費支給に係る事務処理システムの開発につい

て、情報機器の購入に係る経費は対象としないこと及び事業者情報に係る部分については、社会福祉・医療事業団におけるWAM-NETにおいてシステム開発をする予定であり、本事業の対象とはならないので留意願いたい。

(2) 自治体が支払事務処理等を電算処理システムにより行う場合の全国統一事項（標準化）について

支援費の請求から支払までの事務に関する電算処理システムの開発について、全国的に統一された取扱いが望ましい事項のうち番号体系等については、開発事業者団体のご協力を得て、国からその取扱いを今後推奨したいと考えているので、その際は、システムの開発に当たりご留意いただくようお願いする。

具体的には、システム化（電子化）のために全国統一（標準化）が必要な各種番号（受給者証番号、市町村番号、事業者番号等）の付番方法、各種コード設定やファイルフォーマット等を、全国会議等を通じて、順次お示しすることを検討している。

なお、1月10日の全国会議においてお示した様式（案）において、特に受給者証、請求関係様式については、システム化に対応するための修正を予定しているため、承知願いたい。